

個人の基準（第三者譲渡を目的とする者を除く）

- 1 成人であること。
- 2 譲渡される動物を適正に終生飼養できること。
- 3 動物を譲り受けることに、家族全員の同意が得られていること。
- 4 飼養場所が集合住宅若しくは借家等の場合、動物の飼養が承認されていることについて、規約等の文書で確認できること。
- 5 保健所が実施する譲渡前講習会を受講すること。
- 6 譲渡される動物を販売等営利目的に利用しないこと。
- 7 大型犬については、原則として大型犬の飼養経験がある者若しくは保健所長が飼養ができると認める者に限る。
- 8 誓約書（別記様式5-1）の内容を理解し遵守できること。
- 9 猫については、譲渡後、速やかに不妊手術を受けさせること。
- 10 保健所長が行う調査等に協力できること。
- 11 上記のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。

第三者譲渡を目的とする団体等の基準

- 1 団体等の所在地は県内にあり、その代表者は県内に在住する成人であること。所在地が県外にある場合は県内在住の団体等の会員の中から責任者を選出し、連絡窓口となる活動拠点をもつこと。
- 2 法人及び任意団体は、規約、役員名簿、活動報告書、一時飼養会員名簿及び当該飼養場所の見取図等を提出すること。
- 3 個人活動者は、活動報告書、動物の一時飼養場所の見取図等を提出すること。
- 4 団体等は動物を適正に一時飼養できること。新しい飼主が見つからない場合は、団体等が終生飼養すること。
- 5 団体等は、その活動で第二種動物取扱業としての規制を受ける数の動物を飼養する場合には、その業の届出を行っているものであること。
- 6 団体等の代表者、責任者、一時飼養会員及び個人活動者は、保健所が実施する譲渡前講習会を受講すること。
- 7 団体等が譲渡する新しい飼主のうち県内在住者は保健所が実施する譲渡前講習会を受講することとし、県外在住者へは当該団体等が同等の講習等を実施すること。
- 8 譲渡される動物を販売等営利目的に利用しないこと。
- 9 誓約書（別記様式5-2）の内容を理解し遵守できること。
- 10 猫については、譲渡後、速やかに不妊手術を受けさせること。
- 11 保健所長が行う調査等に協力できること。
- 12 上記のほか、保健所長が必要と認める要件を満たしていること。